

令和7年度事業報告

自 令和7年4月1日

至 令和8年3月31日

概況

令和7年度における一般社団法人日本血液製剤協会（以下「血協」）の会員の状況については、Meiji Seika ファルマ株式会社が令和7年4月1日から新たに正会員として入会し、帝人ファーマ株式会社が令和8年3月31日で退会となった。このため、令和7年度中では正会員数が1名増となっていたが、年度末における会員数は、正会員5名、賛助会員1名となり、前年度末と変動はない。

役員については、令和7年6月5日の定時社員総会において任期満了に伴う役員の改選が行われ、理事に中西英夫氏、矢作均氏、大山尚貢氏、永里敏秋氏及び吉田いづみ氏がそれぞれ再任され、監事に横井祐太氏及び俵国芳氏がそれぞれ再任された。引き続き開催した臨時理事会で、中西英夫理事が引き続き理事長（代表理事）に、矢作均理事が引き続き専務理事に、大山尚貢理事及び永里敏秋理事が引き続き常任理事にそれぞれ選出された。また、令和8年3月26日の臨時社員総会をもって帝人ファーマ株式会社の横井祐太監事が辞任し、新たにMeiji Seika ファルマ株式会社から推薦のあった吉川和彦監事が選任された。

令和7年度における活動については、事業計画に沿って以下のとおり実施した。

広報関係では、血液製剤に係る正しい知識の普及啓発を図る観点から、血協ホームページを中心情報として掲載内容の充実・更新を進めているが、当該ホームページはデザインが古く、セキュリティも万全ではないことから、リニューアルを実施することとし、本年度において検討を進め、セキュリティを強化した新デザインによるホームページを令和8年3月18日に公開した。このほか、会員の変動に伴い、血漿分画製剤の種類や安全対策、特徴等を分かりやすく説明したパンフレット「血漿分画製剤をご理解いただくために」について、情報を更新した改訂版を令和7年4月に作成し、ホームページにも掲載した。

コンプライアンス関係では、血協が幹事として血協会員企業のみならず、血液製剤産業に携わる企業を構成員として、血液製剤産業が一体となってコンプライアンス体制を一層推進するために策定した「血液製剤産業コンプライアンス・プログラム・ガイドライン」の遵守状況について、血協会員企業はもとより、全構成員における令和7年度コンプライアンス遵守に向けた各社の取組状況を確

認した。

薬価関係では、令和 8 年度薬価制度改革において、中央社会保険医療審議会（中医協）薬価制度部会の審議・検討過程にて、日本製薬団体連合会（日薬連）から意見陳述が行われるため、日薬連に対し中医協での意見陳述に盛り込んで欲しい要望事項として 6 項目を提出した（具体的な要望項目はⅡ1. (2) 薬価制度研究会の活動内容に記載）。なお、日薬連による意見陳述は 7 月 9 日に行われた。

また、不採算品再算定においては、血協では前年度と同様に、不採算の状況が会員企業で共通しているアルブミン製剤に関し、当該製剤を用いた治療において影響のある複数の学会に対して、当該製剤の医療上の必要性や継続供給を求める要望書の提出依頼を行った。いずれの学会も賛同いただき、厚生労働省に対しアルブミン製剤の継続供給を求める要望書が提出された。その効果もあり、令和 8 年度薬価改定においては、アルブミン製剤はもとより、複数の血漿分画製剤が不採算品再算定の適用となり、薬価が引き上げられた。

このほか、経済財政運営と改革の基本方針（骨太の方針）において、血漿分画製剤に関する記載が令和 5 年度・令和 6 年度と継続して記載されているものの、依然として課題解消に至っていないことから、令和 7 年度においても引き続き掲載されるよう、血漿分画製剤に関する現状及び持続可能な安定供給体制の構築の必要性をご理解いただくための活動を行った。その結果、骨太方針には、「小中学校から献血に対する理解を深めるとともに、輸血用血液製剤及びグロブリン製剤、フィブリノゲン製剤等血しょう分画製剤の国内自給、安定確保及び適正を推進する。」の文言が本文に記載された。

また、近年免疫グロブリン製剤の需要が増加している状況を踏まえ、国内製造能力の強化等により安定供給を図る必要があるが、国内献血由来品は製造量が限界に達しており、輸入製剤に依存せざるを得ない状況にある。血漿分画製剤の製造は連産構造であり多段階での高度な精製工程を要するなど他の医薬品とは異なる特殊性があり汎用性がないため、老朽化した工場に係る高額な設備投資には、採算性の観点から踏み切れない現状があることから、厚生労働省では、国内生産体制の強化を図り安定供給を確保する観点から、令和 7 年度補正予算において、「血漿分画製剤安定供給・国内自給体制整備事業」8.5 億円が計上された。同事業は、国内事業者に対し、設備整備又は製法改良に要する費用を補助するものであり、令和 6 年度補正予算に続く補助がなされたところである。

このほか、厚生労働省では医療用医薬品の安定供給確保に向け更なる取り組みを進めるため、安定確保医薬品の見直しが行われた。安定確保医薬品は、国民の生命を守るため、切れ目のない医療供給において安定確保に特に配慮が必要とされる医薬品と定義されているが、血液製剤は一般の医療用医薬品とは生産や流通などの性質等が異なるとして、これまで安定確保医薬品の対象外とされ

ていた。今回の見直しに当たっては、血協として、血液製剤を除外せず全ての医薬品を選定対象とするよう要望を実施してきたところであるが、その成果もあり、厚生労働省では、血液製剤を対象から除外せず、日本医学会傘下の学会に対して候補品目提案を依頼し、提出された候補品目を基に、選定及びカテゴリー分類をする方針となった。このため、血協では、血液製剤に関連する学会に対し、血漿分画製剤の医療における安定供給確保の必要性等を理解いただく活動を行った。その結果、血液製剤からは、B群に10成分、C群に18成分が新たに指定された（具体的な血協会員製品の指定成分はⅡ2. (3) 安定確保医薬品の選定品目見直しに向けた活動に記載）。なお、安定確保医薬品は、令和7年改正医療法において、「供給確保医薬品」と定義され、うち、安定確保が特に重要な医薬品（A群・B群）を「重要供給確保医薬品」と定義し、医療現場の混乱を防ぎ患者に必要な医薬品を確実に届ける重要な政策として、医療法で規定された制度となった。

血協では、上記活動をはじめとして、事業計画に基づき様々な活動を行ったところである。協会の活動状況を以下に報告する。

会議開催状況

I. 総会、理事会、常任理事会の開催

開催数：15回

定時社員総会：1回、臨時社員総会：1回

理事会：7回、常任理事会：6回

1. 総会

開催数：2回

(1) 第68回定時社員総会

①日時、場所

開催日：令和7年6月5日（木）

場所：日本公衆衛生協会会議室

②議事内容

- 1) 令和6年度事業報告の承認の件
- 2) 令和6年度決算の承認の件
- 3) 任期満了に伴う理事の選任の件
- 4) 任期満了に伴う監事の選任の件

(2) 臨時社員総会

①日時、場所

開催日：令和8年3月26日（木）

場所：日本公衆衛生協会会議室

②議事内容

- 1) 役員（監事）の選任の件
- 2) 2026年度事業計画の承認の件
- 3) 2026年度会費負担の承認の件
- 4) 2026年度予算の承認の件
- 5) 役員報酬等支給規程改正の承認の件

2. 理事会・常任理事会

開催数：13回

(1)開催日時、場所

- ①理事会：令和7年5月8日、6月5日、7月10日、10月8日、
12月11日、令和8年3月5日、3月26日
日本公衆衛生協会会議室
- ②常任理事会：令和7年4月3日、6月19日、9月4日、11月6日、
令和8年1月8日、2月5日
日本公衆衛生協会会議室

(2)議事内容

予算・決算及び事業計画・事業報告等に関する当協会の根幹を形成する事項について審議を行うとともに、協会の活動方法等の重要事項や課題についてより深く幅広い検討を行った。

II. 事業の執行に関する事項

1. 各委員会

開催数：20回

(1)広報委員会

開催数：0回

- ① 広報活動については、血液製剤に係る正しい知識の普及啓発を図る観点から、血協ホームページ(HP)の充実及び情報更新を中心に進めている。今年度は委員会としての開催は行わなかったが、メールにより委員会内で意見交換を行うことにより、以下の内容を実施した。
- ② 血協HPにおける掲載情報は、患者を含む国民に血漿分画製剤の安全性や効果等を容易に正しく理解していただくことをコンセプトに、内容の充実化に取り組んでおり、現在HPへのアクセス数(PV数)は月平均15万件程度有していることから、幅広く活用されていることが推測される場所である。しかしながら、情報充実の一方で、既に20年を経過したデザインであるため、時代遅れの印象がぬぐえず、スマホにも対応していないことから、今年度はデザインをリニューアルし、利便性はもとより、信頼性やイメージ向上を図るとともに、これまでSSL化に対応していなかったことからこの機会に対応しセキュリティの向上を図ることとした。委員会にお

いてデザインの検討を重ね、令和8年3月18日に新デザインによるHPを公開した。

- ③ Meiji Seika ファルマ株式会社の入会に伴い、血漿分画製剤の種類や安全対策、特徴等を分かりやすく説明したパンフレット「血漿分画製剤をご理解いただくために」を改訂することとした。会員の変動のほか、前回作成時（令和4年10月）以降の変動内容を反映し、令和7年4月に改訂版が完成した。併せて協会ホームページにも掲載した。

(2) 薬価制度研究会

開催数:10回

- ① 本年度においては、令和7年4月17日、5月22日、7月17日、9月18日、10月16日、11月20日、12月18日、令和8年1月22日、2月19日及び3月18日にWEB併用形式により開催し、薬価に関する活動等について検討した。なお、令和8年2月19日の開催は、血液事業検討委員会と合同会議として開催した。
- ② 政府における令和8年度薬価制度改革においては、中医協薬価専門部会で日薬連からの意見陳述が行われるため、日薬連に対し中医協での意見陳述に盛り込んで欲しい要望事項として以下の6項目を提出した。

【不採算品再算定制度について】

1. 薬価改定の有無によらず不採算品再算定の適用を毎年実施していただきたい。
2. 類似薬要件を廃止していただきたい。
3. 再算定時の引き上げ率に上限を設けず、原価計算に基づく希望薬価までの引き上げをお願いしたい。また、原価計算方式における営業利益率の上限について、設備投資が可能となる水準（例えば新薬と同等水準）まで引き上げていただきたい。
4. 過去に不採算品再算定が適用された製剤は、二回目以降の申請時は学会からの要望書を不要としていただきたい。

【基礎的医薬品制度について】

5. 類似薬効比較方式で薬価算定された新薬は、基礎的医薬品の要件である薬価収載からの年数において比較薬とした製剤の年数を含めて計算する運用としていただきたい。

【外国平均価格調整制度について】

6. 海外から輸入している製剤について、既収載品の外国平均価格調整による薬価の引上げを複数回適用可能とするなど柔軟な運用としていただきたい。

中医協薬価専門部会では、7月9日に日薬連による意見陳述が行われ血

協を含む業態別団体からの要望事項も資料に反映された。

- ③ 令和 8 年度薬価改定における不採算品再算定への対応について、血漿分画製剤は、その製造特殊性や物価高騰の影響などにより依然として採算性が乏しい状況にある。近年の薬価改定において複数の血漿分画製剤に不採算品再算定が適用され、薬価引き上げが行われたところであるが、必ずしも不採算が解消される水準までに至っていないことから、依然として不採算品再算定の申請が必要な製剤が多い状況にある。中でもアルブミン製剤は、不採算の状況が会員企業において共通しているため、各企業が個別に対応するのではなく、血協としてまとめて対応することとし、当該製剤を用いた治療において影響のある 3 学会（一般社団法人日本肝臓学会、一般社団法人日本消化器病学会及び一般社団法人日本輸血・細胞治療学会）に対し、当該製剤の医療上の必要性とともに継続供給を求める要望書の提出依頼を行った。その結果、3 学会とも賛同いただき、厚生労働省に対しアルブミン製剤の継続供給を求める要望書が提出された。

その効果もあり、令和 8 年度薬価改定において、アルブミン製剤はもとより複数の血漿分画製剤が、不採算品再算定の適用となり、薬価が引き上げられた。

- ④ 薬価制度研究会では、このほか令和 7 年度骨太の方針への記載に向けた活動、安定確保医薬品の選定品目見直しに向けた活動等幅広く活動を実施するとともに、令和 8 年 2 月 19 日には血液事業検討委員会と合同会議を開催し、令和 8 年度骨太の方針に向けた要望活動の検討を行った。

なお、令和 7 年度骨太方針への記載に向けた活動、安定確保医薬品の選定品目見直しに向けた活動に係る内容については、別の事項に記載のとおりである。

(3) 技術委員会

開催数： 1 回

- ① 血液製剤は、「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（薬機法）」に基づき、国家検定を受け合格したものでなければ販売できないとしている。令和 7 年 5 月の薬機法改正において国家検定制度の見直しが行われ、「検定」から「検査」への改正とともに、検定申請の道府県経由事務が廃止となる改正が行われた。なお、当該改正に係る施行は、令和 8 年 5 月 1 日であるため、施行に向けて厚生労働省医薬局監視指導・麻薬対策課からの説明会や意見照会が以下により行われ、技術委員会において対応した。

5 月には、厚生労働省から、血協及び血液製剤と同様に国家検定対象品目であるワクチンに係る業界団体である一般社団法人日本ワクチン産業

協会(日ワ協)を対象とした検定制度見直しに関する業界説明会が行われ、今後のスケジュールや法改正に伴う政省令改正に向けた実務的な意見交換が行われた。

12月には、厚生労働省から、血協及び日ワ協を対象に検定制度見直しに係る政省令改正事項等に関する説明会が行われ、具体的な政省令改正事項の提示とともに意見交換が行われた。

なお、当該説明会のほか、厚生労働省からの各種運用通知案等に係る意見照会についても適宜委員会において対応した。

- ② 国家検定関係では、法改正に伴う対応のほか、行政手続きのオンライン化推進の観点から、国家検定関係についても10月1日から電子化による検定申請を開始することから、厚生労働省より、9月に血協及び日ワ協を対象に業界説明会が行われた。電子メールによる検定申請の手続き方法や、実施にあたり必要な通知案について説明とともに意見交換を行った上で、10月1日から電子メールによる検定申請手続きが開始された。
- ③ このほか、日薬連薬局方委員会から、生物学的製剤基準(生物基)と日本薬局方(日局)の統合に向けた会合の呼びかけがあり、技術委員会において対応した。当初は生物基を日局に取り込むことを意図していたものであったが、様々な課題があることから、「生物基と日局の調和に関する合同会議」とした上で、業界4団体側(日薬連・日本製薬工業協会(製薬協)・日ワ協・血協)と行政側(厚労省・医薬品医療機器総合機構(PMDA)・国立医薬品食品衛生研究所・国立健康危機管理研究機構(JIHS))において、一般試験法の調和を重点として、令和13年に予定している第20改正日局への反映を目指し、検討を進めることとなった。
- ④ このような展開を踏まえ、令和8年1月27日に技術委員会をWEB併用形式で開催し、令和8年5月に施行となる国家検定制度見直しに係る状況の確認や課題等の整理を行うとともに、「生物基と日局の調和に関する合同会議」に係る概要の共有を行った。

(4) くすり相談委員会

開催数：4回

- ① 四半期毎に開催することを基本とし、本年度においては、令和7年5月23日、8月27日及び11月19日はWEB併用形式にて開催し、令和8年2月20日は日本赤十字社関東甲信越ブロック血液センター製造施設見学として開催した。
- ② 日薬連安全性委員会くすり相談部会の「各加盟団体活動状況報告」及び「医薬品PLセンター報告」等を基に、情報交換及び相互研鑽を行った。
- ③ 医療機関に対する統一的な対応を図るため、問合せ対応事例をテーマ

として、対応上の問題点等を討議のうえ対応をとりまとめ、これを会員間で共有した。

- ④ 2月20日に開催した施設見学では、日本赤十字社関東甲信越ブロック血液センター製造施設において、製剤-検査-需給の各部門からの説明とともに現場を見学した。

(5) 添付文書検討委員会

開催数：2回

- ① 本年度においては、令和7年7月22日及び11月11日にWEB形式にて開催した。
- ② 令和7年7月22日の開催では、指定難病の疾病名変更に伴い、静注用免疫グロブリン製剤の添付文書において、疾病名称を「特発性血小板減少症」から「免疫性血小板減少症」へ変更する必要があることから、当該製剤を製造している企業において、改訂時期等の協議を行い、各社で連携しながら作業を進めることを確認した。
- ③ 令和7年11月11日の開催では、静注用免疫グロブリン製剤に係る免疫性血小板減少症の用法用量変更の要望が学会から厚労省へ提出される見通しであるとの情報共有とともに、提出された場合の対応について検討を行った。

(6) 血液事業検討委員会

開催数：1回

本年度においては、令和8年2月19日にWEB併用形式にて薬価制度研究会と合同開催し、令和8年度骨太の方針に向けた要望活動の検討を行った。また、令和7年度骨太の方針への記載に向けた活動においても薬価制度研究会と連携して活動を行った。

(7) 企業倫理委員会

開催数：1回

本年度においては、令和8年3月2日にWEB併用形式にて審査監督委員会と合同開催し、血協が幹事となり、血協会員企業のみならず血液製剤産業に携わる企業全体でコンプライアンスを徹底することを目的として策定した「血液製剤産業コンプライアンス・プログラム・ガイドライン」の遵守状況について、各社より「令和7年度コンプライアンス遵守に向けた取組報告」として遵守に向けた取組み状況の報告を行い、全社とも遵守していることを確認した。

血協会員を除く「血液製剤産業コンプライアンス推進会議」構成企業8社に対する当該ガイドライン遵守状況のフォローアップについても血協に対する報告を毎年度実施しており、遵守されていることを把握している。

(8) 審査監督委員会

開催数：1回

- ① 当該委員会は、審査監督委員会規程に基づき、血協コード・オブ・プラクティスに定める「医療用医薬品の販売情報提供活動に関するガイドライン」に係る違反疑義事案の調査・審査や遵守状況の把握とともに必要な指導・助言等を行うことを目的としており、会員各社から独立性を有する第三者委員を含めた委員構成としている。

委員会運営においては、会員会社のコンプライアンス遵守状況を企業倫理委員会と合同で開催のうえ確認することとし、違反疑義事案発生により調査・審議が必要な場合は審査監督委員会として適宜開催することとしている。

- ② 本年度は、令和8年3月2日にWEB併用形式により企業倫理委員会との合同で開催し、会員会社による令和7年度のコンプライアンス遵守に向けた取り組み状況を確認した。

なお、違反疑義事案発生に伴う調査・審議等を行うことを目的とした開催については、事案の発生がなかったため開催しなかった。

2. その他

(1) 令和7年度骨太方針への記載に向けた活動

- ① 政府においては、毎年度「経済財政運営と改革の基本方針(骨太の方針)」を策定し、年末の予算編成に向けて、政権の重要課題や政策の基本的方向性を示しているところであるが、令和5年以降、血液製剤に関しては以下による記載がなされている。

○令和5年度

献血への理解を深めるとともに、血液製剤^{*}の国内自給、安定的な確保及び適正な使用の推進を図る。

^{*} 輸血用血液製剤及びグロブリン製剤、フィブリノゲン製剤等血漿分画製剤

○令和6年度

小中学校段階での献血推進活動など献血への理解を深めるとともに、輸血用血液製剤及びグロブリン製剤、フィブリノゲン製剤等血しょう分画製剤の国内自給、安定的な確保及び適正な使用の推進を図る。

- ② 令和7年度においても、血液製剤に関する記載が継続されるよう、関係する国会議員に対し血漿分画製剤に関する現状への理解とともに、持続可能な安定供給体制構築の必要性を理解いただくための活動を行った。その結果、課題等をご理解いただき、骨太の方針には以下の記載が継続された。

○令和 7 年度

小中学校から献血に対する理解を深めるとともに、輸血用血液製剤及びグロブリン製剤、フィブリノゲン製剤等血しょう分画製剤の国内自給、安定確保及び適正を推進する。

これらの記載により、血漿分画製剤の課題に係る認識や支援策につながったものもあるが、依然として課題解消には至っていないことから、令和 8 年の骨太の方針においても、記載が継続されるよう活動を行う予定である。

(2)免疫グロブリンの安定供給確保のため施設整備費用の支援に向けた活動

- ① 免疫グロブリン製剤は、アンメットメディカルニーズの解決に貢献するため、適応拡大に努めてきた結果、需要増加傾向が続いているが、国内血漿由来品は製造量が限界に達しており、需要に応えるために海外からの輸入製剤を増やすことにより、対応している状況にある。

安定供給体制を確保するためには、国内製造能力の強化が必要であるが、国内事業者の工場は、稼働から 40 年を超え老朽化していること、血漿分画製剤の製造は、製造工程が連産構造であり、多段階の高度な精製工程を要するなどから汎用性がなく専用の製造設備を必要とする特殊性もあり、採算性の観点から、老朽化対応や増産対応に必要な設備投資に踏み切れない状況にある。

このため、国内製造基盤を強化し、余力ある供給体制を構築するためには、設備投資に対する継続的な支援が必要と考えており、これまでも厚生労働省等に対し要望しているところである。

- ② この状況を踏まえ、厚生労働省では令和 7 年度補正予算において、「血漿分画製剤安定供給・国内自給体制整備事業」として 8.5 億円が計上された。当該予算は、免疫グロブリン製剤の医療需要が年々増大し、安定供給に不安が生じている状況を踏まえ、国内事業者の製造能力強化し、安定供給を確保するとともに、国内自給を維持することを目的として、設備の整備又は製法の改良に要する費用を補助するものである。令和 6 年度補正予算においても同様な費用の補助 13.2 億円が計上されたことから、2 年連続で補正予算に計上されたところである。ただし、これら補助金については、単年度予算による期間要件から適用範囲が限られるため、老朽化対応や増産対応への効果は限定的であり、課題解消には複数年に渡る支援が望まれるところである。
- ③ 政府においては、令和 8 年夏の策定に向け「成長戦略」の検討が進められており、投資内容や時期、目標額など具体的な工程は「官民投資ロード

マップ」により定めることとしている。令和8年3月10日に開催された日本成長戦略会議では、17 戦略分野のうち、特に優先的に投資が必要な製品・技術等として27項目を列挙した「官民投資ロードマップ素案」が示され、「感染症対応製品」において「献血の啓発や献血ルームの整備などの原料血漿確保体制の強化と併せ、免疫グロブリンの製造施設の更なる整備促進を図る。」が講じるべき政策パッケージとして記載された。具体的な目標達成時期や必要な投資額等は今後決定されるところであるが、複数年に渡る支援等の実現に期待している。

(3) 安定確保医薬品の選定品目見直しに向けた活動

- ① 安定確保医薬品は、令和3年3月に医療用医薬品の安定確保策に関する関係者会議において、「国民の生命を守るため、切れ目のない医療供給において必要であり、安定確保について特に配慮が必要とされる医薬品」と定義したうえで対象品目を選定し、優先度に応じたカテゴリー分類のうえ、薬価や補助金等の優遇措置が行われている。しかしながら、血液製剤は検討過程において、一般の医療用医薬品とは生産や流通などの性質等が異なるとして、安定確保医薬品の対象外とされている。

厚生労働省では、令和6年度から安定確保医薬品の品目選定及びカテゴリー分類の見直しに向けた検討を進めており、見直しに当たっては、血液製剤を除外せず全ての医薬品を選定対象とした上で、日本医学会傘下の学会に対し、候補品目提案を依頼し、学会から提出された候補品目を基に、選定及びカテゴリー分類をすることとなったため、血協では昨年度において、血液製剤に関連する学会に対し、厚生労働省に提出する候補品目の選定に血漿分画製剤の記載をお願いする活動を行ったところである。

- ② 令和7年度においては、引き続き血協として選定に向けた活動を実施したところであるが、厚生労働省では、令和7年10月27日に開催された厚生科学審議会医療用医薬品迅速・安定供給部会において選定品目及びカテゴリー分類を決定し、11月10日に告示された。血液製剤からは、B群に10成分（うち血協会員製品9成分）、C群に18成分（うち血協会員製品14成分）が新たに選定された。血協による活動が、血液製剤の多数選定に結びついたものと考えている。

なお、安定確保医薬品は、令和7年改正医療法（11月20日施行）において、新たに「供給確保医薬品」として定められ、うち、安定的な供給の確保を図ることが特に重要なものを「重要供給確保医薬品（A群、B群）」として、厚生労働大臣が厚生科学審議会の意見を聴いて指定する制度として法制化された。

おって、今回選定された血液製剤のうち、血協会員が取り扱う製品は以下のとおりである。

○B群（9成分）【重要供給確保医薬品】

- ①乾燥イオン交換樹脂処理人免疫グロブリン
- ②乾燥スルホ化人免疫グロブリン
- ③乾燥人フィブリノゲン
- ④乾燥ポリエチレングリコール処理人免疫グロブリン
- ⑤ヒト血漿由来乾燥血液凝固第XⅢ因子
- ⑥人免疫グロブリン
- ⑦pH4処理酸性人免疫グロブリン
- ⑧pH4処理酸性人免疫グロブリン(皮下注射)
- ⑨ポリエチレングリコール処理人免疫グロブリン

○C群（14成分）【供給確保医薬品】

- ①乾燥抗D(Rh_o)人免疫グロブリン
- ②乾燥濃縮人アンチトロンビンⅢ
- ③乾燥濃縮人血液凝固第Ⅸ因子
- ④乾燥濃縮人血液凝固第Ⅹ因子加活性化第Ⅶ因子
- ⑤乾燥濃縮人血液凝固第Ⅷ因子
- ⑥乾燥濃縮人C1-インアクチベーター
- ⑦乾燥濃縮人プロテインC
- ⑧乾燥濃縮人プロトロンビン複合体
- ⑨乾燥人血液凝固第Ⅸ因子複合体
- ⑩人血清アルブミン
- ⑪人ハプトグロビン
- ⑫フィブリノゲン加第ⅩⅢ因子
- ⑬フィブリノゲン配合剤
- ⑭ルリオクトコグ アルファ ペゴル(遺伝子組換え)

(4) 創立 70 周年記念事業に向けた活動

血協は、昭和 32 年 3 月 1 日に「社団法人日本血液銀行協会」として設立され、昭和 46 年に「社団法人日本血液製剤協会」に名称を変更、平成 24 年 4 月 1 日には一般社団法人化を経て、令和 9 年に創立 70 周年を迎えることとなる。

節目を迎えるにあたり、更なる血漿分画製剤の重要性の理解浸透や認知向上を図る観点から、70 周年記念事業を開催することとしている。開催に向けた検討体制として、「創立 70 周年記念事業実行 WT」を設け検討

を進めており、本年度においては7回開催した。

(5) 「愛の血液助け合い運動」月間に関連する後援及び協賛

①以下に係る後援を実施した。

厚生労働省「愛の血液助け合い運動」に係る後援

依頼者：厚生労働省

期 間：令和7年7月1日～7月31日

②以下に係る協賛を実施した。

産経新聞「献血推進キャンペーン」企画広告への協賛

依頼者：産経新聞専属広告代理店 産経東日本企画(株)

新聞掲載日：令和7年7月1日（火）都内版・埼玉県版

以上